

騒音・振動関係資料

□（騒音）－１ 自動車交通騒音(地点評価、要請限度)調査結果

単位：デシベル（Ａ）

測 定 地 点				LAeq						
道 路 路線名	地区名	測定 年月	時間 区分	要請 限度値	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
国道8号	能町南 一丁目	R 6 . 10	昼間	75	—	69	—	69	—	68
			夜間	70	—	64	—	64	—	62
	木 町	—	昼間	75	72	—	70	—	71	—
			夜間	70	67	—	66	—	66	—
	本 郷 一丁目	R 6 . 10	昼間	75	—	67	—	67	—	68
			夜間	70	—	63	—	63	—	64
	北 島	—	昼間	75	71	—	71	—	72	—
			夜間	70	67	—	66	—	67	—
	上 渡	R 6 . 11	昼間	75	—	70	—	70	—	69
			夜間	70	—	66	—	65	—	64
	福岡町 下 菰	—	昼間	75	67	—	67	—	67	—
			夜間	70	64	—	63	—	63	—
国道156号	四 屋	—	昼間	75	70	—	68	—	68	—
			夜間	70	63	—	59	—	60	—
	丸の内	R 6 . 9	昼間	75	—	67	—	66	—	65
			夜間	70	—	61	—	59	—	59
	鐘紡町	—	昼間	75	68	—	68	—	68	—
			夜間	70	61	—	61	—	61	—
	戸出町 四丁目	R 6 . 9	昼間	75	—	67	—	67	—	67
			夜間	70	—	59	—	60	—	61
国道160号	長慶寺	—	昼間	75	69	—	70	—	69	—
			夜間	70	64	—	64	—	64	—
国道415号	伏木一宮 二丁目	—	昼間	75	61	—	62	—	60	—
			夜間	70	54	—	53	—	53	—
主要地方道富山 戸出小矢部線	下麻生	—	昼間	75	67	—	66	—	66	—
			夜間	70	61	—	60	—	60	—
主要地方道 新湊庄川線	中曽根	R 6 . 9	昼間	75	—	65	—	65	—	64
			夜間	70	—	58	—	56	—	56
主要地方道 伏木港線	伏木二丁目	—	昼間	75	65	—	65	—	64	—
			夜間	70	55	—	56	—	55	—
	荻布	R 6 . 9	昼間	75	—	67	—	66	—	66
			夜間	70	—	59	—	58	—	58
主要地方道 富山高岡線	野 村 第 二	—	昼間	75	67	—	67	—	66	—
			夜間	70	62	—	61	—	62	—
主要地方道 高岡環状線	能 町	R 6 . 9	昼間	75	—	67	—	66	—	67
			夜間	70	—	59	—	61	—	60
	二上町	—	昼間	75	66	—	64	—	65	—
			夜間	70	59	—	57	—	60	—
主要地方道 高岡小杉線	赤祖父	R 6 . 9	昼間	75	—	68	—	68	—	67
			夜間	70	—	59	—	59	—	58

単位：デシベル（A）

測 定 地 点				LAeq						
道 路 路線名	地区名	測定 年月	時間 区分	要請 限度値	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
主要地方道 高岡氷見線	昭和町 一丁目	-	昼間	75	67	—	66	—	66	—
			夜間	70	59	—	56	—	58	—
市道羽広二丁目 南幸町線	羽広 二丁目	R6.9	昼間	75	—	64	—	63	—	64
			夜間	70	—	57	—	56	—	56
市道清水町二丁目 駅南一丁目線	駅南 四丁目	-	昼間	75	62	—	63	—	61	—
			夜間	70	54	—	55	—	54	—

注1 LAeqは等価騒音レベルのことである。

2 国道8号沿い（5地点）の騒音レベル値は、3日間の時間区分ごとのパワー平均値である。その他の地点は、24時間の時間区分ごとのパワー平均値である。

3 平成30年度から市内の測定地点において、隔年で測定を実施。

□（騒音）－2 北陸新幹線鉄道騒音調査結果

調 査 地 点	測定地点側の軌道 （上下の別）	地域類型	騒音評価値 （dB）
下 伏 間 江 付 近	下	I	71
下 黒 田 付 近	上	I	72
佐 野 付 近	上	I	67
辻 付 近	上	I	69
駒 方 付 近	上	I	70
福 岡 町 一 歩 二 歩 付 近	下	I	70
福 岡 町 大 滝 付 近	下	I	73

注 地域類型Ⅰ（住居地域など）の環境基準は70デシベル以下

地域類型Ⅱ（商業地域など）の環境基準は75デシベル以下である。

□（騒音）－3 3車種分類による自動車走行台数調査結果

調査地点		昼 間								夜 間							
		午前10:00～10:10				午後3:00～3:10				午後10:00～10:10				午前 3:00～3:10			
地区名	調査 年月	大型 %	小型 %	二輪 %	計	大型 %	小型 %	二輪 %	計	大型 %	小型 %	二輪 %	計	大型 %	小型 %	二輪 %	計
能町南 一丁目	R6.10	75	376	2	453	65	404	1	470	5	140	0	145	10	23	0	33
		16.6%	83.0%	0.4%		13.8%	86.0%	0.2%		3.4%	96.6%	0.0%		30.3%	69.7%	0.0%	
本郷 一丁目	R6.10	56	254	1	311	30	315	0	345	3	106	0	109	4	8	1	13
		18.0%	81.7%	0.3%		8.7%	91.3%	0.0%		2.8%	97.2%	0.0%		30.8%	61.5%	7.7%	
上渡	R6.11	34	154	0	188	26	192	0	218	2	36	1	39	7	8	0	15
		18.1%	81.9%	0.0%		11.9%	88.1%	0.0%		5.1%	92.3%	2.6%		46.7%	53.3%	0.0%	

注 各欄の下段の数値は、各調査毎の当該車種の占有比率を示す。

□（騒音）－４ 自動車交通騒音(面的評価)の環境基準達成状況

評 価 地 点				環 境 基 準 達 成 状 況						
道 路 路線名	地区名	区間 番号	距離 (km)	評価 対象 戸数 (戸)	昼・夜共 に達成 した戸 数(戸)	昼間の み達成 した戸 数(戸)	夜間の み達成 した戸 数(戸)	昼・夜共 に超過 した戸 数(戸)	令和5年 度環境基 準達成率 (%)	令和6年 度環境基 準達成率 (%)
北陸自動車道	小泉新	120	1.7	15	15	0	0	0	100	100
国道8号	能町南一丁目	10210	1.9	255	247	0	0	8	92.2	92.2
	木町	10220	1.7	173	147	15	0	11		
	本郷二丁目	10240	0.8	26	23	0	0	3		
	北島	10250	3.2	199	163	0	0	36		
	福岡町下蓑	10260	5.1	204	204	0	0	0		
	福岡町大滝	10270	2.3	75	75	0	0	0		
国道156号	戸出町	10510	7.4	406	395	0	10	1	94.4	99.3
	鐘紡町	10520	2.0	306	306	0	0	0		
	清水町一丁目	10530	1.1	372	372	0	0	0		
	丸の内	10540	1.2	260	260	0	0	0		
	京町	10550	1.9	186	186	0	0	0		
国道415号	米島	10860	0.7	11	11	0	0	0	99.7	99.7
	能町	10870	2.2	155	155	0	0	0		
	姫野	10880	1.4	179	178	0	1	0		
(主)富山戸出小矢部線	下麻生	40480	2.2	86	86	0	0	0	100	100
	戸出町	40490	4.6	391	391	0	0	0		
(主)新湊庄川線	中曽根	40550	0.9	106	106	0	0	0	100	100
(主)伏木港線	荻布	40910	2.9	346	346	0	0	0	100	100
(主)富山高岡線	本丸町	41480	2.4	367	367	0	0	0	100	100
(主)高岡環状線	能町	41790	3.3	351	349	0	2	0	99.7	99.7
	双葉町	41800	2.2	283	283	0	0	0		
	二上町	41870	2.6	49	49	0	0	0		
(主)高岡小杉線	赤祖父	41880	3.3	451	451	0	0	0	100	100
(主)高岡氷見線	昭和町一丁目	42130	6.5	639	639	0	0	0	100	100
(主)高岡青井谷線	蓮花寺	42660	1.7	256	256	0	0	0	100	100
(一)中川南町線	古城	61790	0.9	202	202	0	0	0	100	100
	末広町	61800	0.5	57	57	0	0	0		
(一)姫野能町線	中曽根	62780	1.8	217	217	0	0	0	100	100

注1 区間番号は令和3年度道路交通センサスより引用。

2 全評価戸数とは、調査区間における住居等の戸数である。

3 環境基準達成率(%)とは、評価対象戸数のうち昼間および夜間ともに環境基準を達成している住居等の割合を把握して面的評価したものである。

4 表の太字は令和6年度に測定した地点における面的評価結果である。

□ （騒音）－５ 告示事項（騒音関係）

高岡市告示第30号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定について

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型をあてはめる地域を次のとおり指定する。

平成24年4月1日

高岡市長 高橋 正樹

地域の類型	あてはめる地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として次の1の地域を指定し、同法第4条第1項の規定により同地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の2のとおり定め、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定による区域を次の3のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

高岡市長 高橋 正樹

1 指定地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）ただし、都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区を除く。

2 指定地域の特定工場において発生する騒音の規制基準

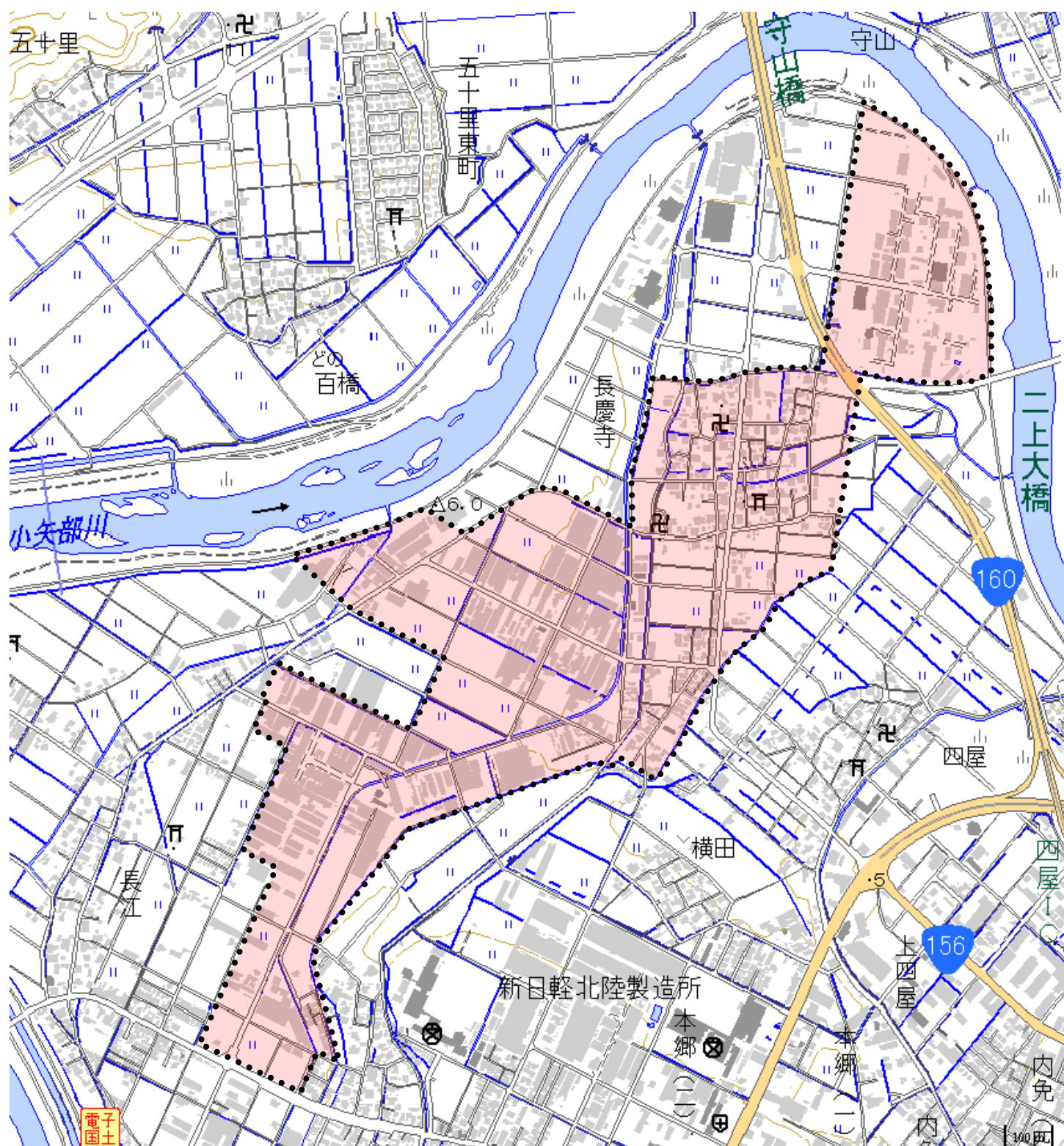
区域の区分	左記の区分に対応する規制基準		
	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝夕（午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	63デシベル

- (1) 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65デシベル、朝夕にあっては60デシベル、夜間にあっては55デシベルとする。
- (2) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第2種区域の夜間の基準を除く。）から5デシベルを減じた値とする。

備考

- 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、前項の指定地域のうち次に掲げる区域をいう。
 - (1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
 - (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに別図に区画した区域
 - (4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域(当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。)
- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定による指定区域
 - (1) 前項の第1種区域、第2種区域及び第3種区域
 - (2) 前項の第4種区域のうち、当該区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

別図 騒音規制法に基づく指定地域の区域表示図



騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める
省令別表の備考の区域について

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表の備考の規定により市長が定める区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

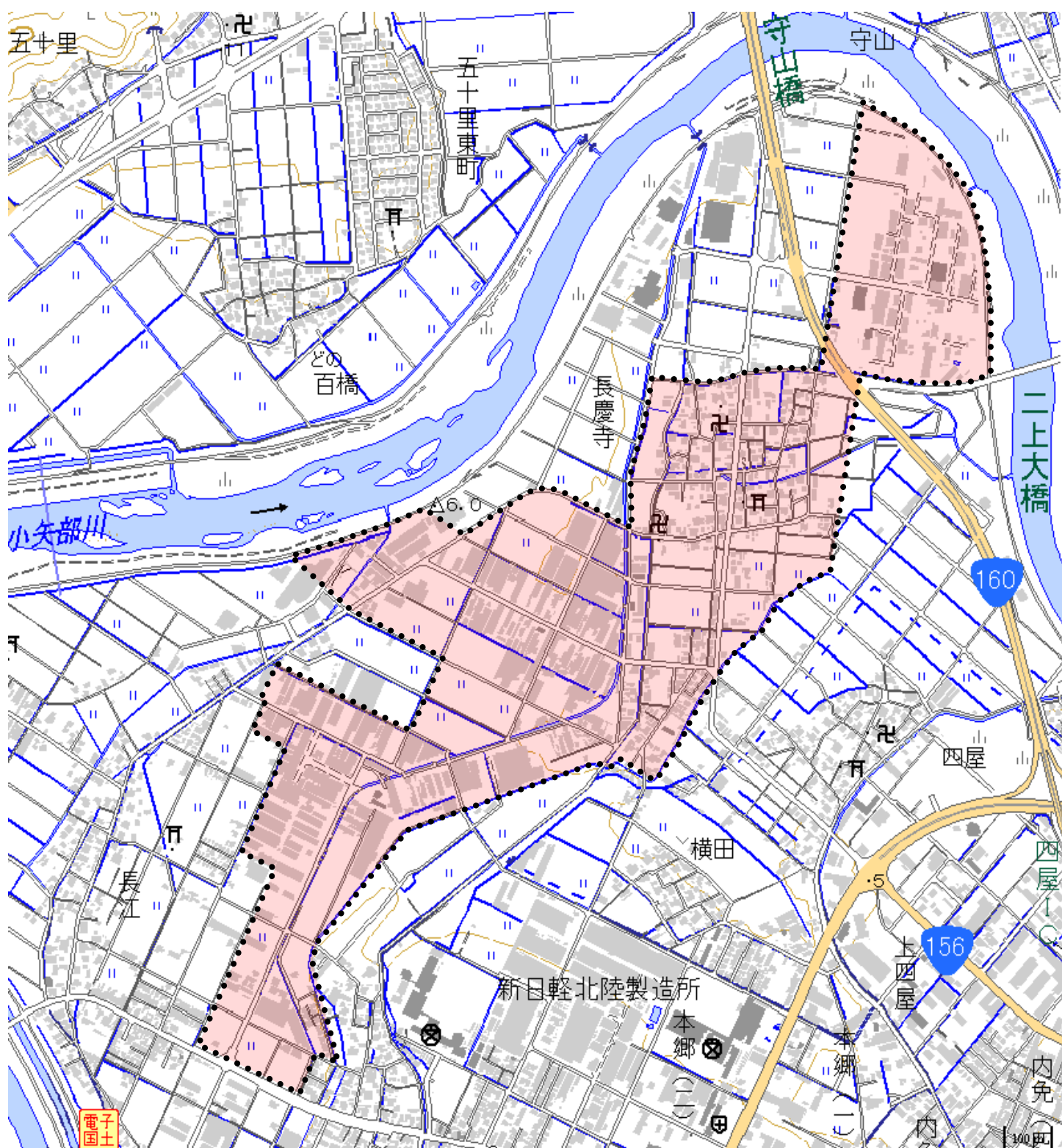
なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

高岡市長 高橋 正樹

地域の類型	あてはめる地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）並びに別図に区画した区域

別図 騒音規制法第17条第1項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府別表の備考の区域表示図



騒音規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年4月1日高岡市告示第31号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年4月20日

高岡市長 高橋 正樹

2の表(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

備考3の(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

高岡市告示第173号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定についての一部改正について

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定について（平成24年高岡市告示第30号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

高岡市長 高橋 正樹

表中「及び第2種中高層住居専用地域」を「、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年高岡市告示第31号）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から施行する。

平成30年3月30日

高岡市長 高橋 正樹

1 中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

2 の備考 1 (1) 中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

高岡市告示第177号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域についての一部改正について

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域について（平成24年高岡市告示第34号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

高岡市長 高橋 正樹

表中「及び第2種中高層住居専用地域」を「、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。